

日常生活自立支援事業

- サービス内容
- ・福祉サービス利用援助
 - ・日常的金銭管理サービス
 - ・書類等預かりサービス



① 専門員と面談

困りごとや希望、お手伝いの内容、回数などをご本人と一緒に決め、利用契約を結びます。

② サービス開始

支援計画にそって生活支援員がお手伝いします。

③ 支援計画の見直し等

ご希望を伺いながら、支援計画を見直すことや解約ができます。

各務原市成年後見支援センター

権利を守るための成年後見制度を、より多くの市民に知ってもらい必要に応じて活用してもらうために、各務原市では「各務原市成年後見支援センター」を設置しています。このセンターでは、次の業務を担っています。

① 広報啓発業務

成年後見制度を知ってもらうため、出前講座や市民公開講座を実施しています。

② 相談・利用支援業務

成年後見制度に関する相談はもちろん、権利擁護に関する相談に応じています。

③ 後見人等支援業務

市民後見人等の育成・支援・相談に加え、本人に望ましい成年後見人等が就任できるよう推薦します。



各務原市成年後見支援センター

(社会福祉法人各務原市社会福祉協議会)

〒504-0912 各務原市那加桜町2-163 総合福祉会館 2階
電話：058-322-5118 FAX：058-382-3233
メール：kouken@kakamigahara-shakyo.jp



問合せ用メールアドレス

せいねんこうけんせいど 成年後見制度

いっしょ かんが
一緒に考えてみませんか？

ひとりく にんちしょう ちち
一人暮らしの認知症の父が
く かえ あくしつしょうぼう
繰り返し悪質商法の
ひがい
被害にあっている

しょう こ
障がいのある子どもの
しょうらい しんぱい
将来が心配



せいど つか
制度を使うことで…

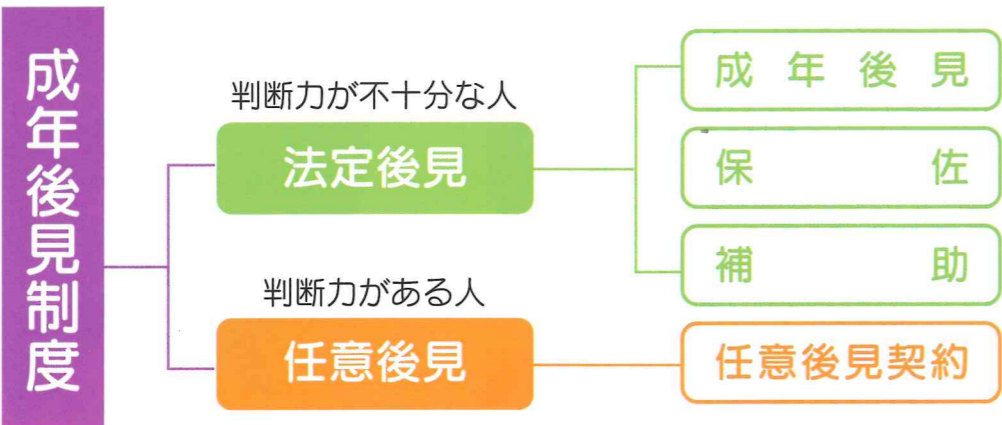
ふよう けいやく
不要な契約を
と け ざいざん まも
取り消し財産を守ります。

ほんにん のぞ せいかつ
ご本人が望む生活を
いっしょ かんが しえん
一緒に考え支援します。

かかみがはらしせいねんこうけんしえん
各務原市成年後見支援センター

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等^{※1}）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。この制度はご本人の判断力によって大きく二つに分かれます。すでに判断力が不十分になってから利用する場合の「**法定後見制度**」と、判断力が不十分になる前の「**任意後見制度**」があります。

※1 成年後見人等には「成年後見人」「保佐人」「補助人」を含みます。



成年後見人等の役割

ざいさんかんり 財産管理

財産保全や管理、預貯金の出し入れをはじめ、不動産の処分や遺産分割、賃貸借契約などについて本人に代わって行ったり、支援や援助をします。

しんじょうほご かんご 身上保護（監護）

福祉サービスの契約、施設の入退所手続き、費用の支払いなど日常生活にかかわる契約などの支援をします。ただし、介護等の行為や医療の同意などは行いません。

「市民後見」で「地域貢献」 —市民後見人—

親族や弁護士等の専門職以外の市民による後見人のことです。単身者や認知症高齢者が増える中、本人の身近な後見人として活動する「市民後見人」への期待は高まっています。各務原市では、市民後見人に必要な知識・技術・心構えなどを学ぶ養成講座を行い、その活動を支援します。



「**法定後見制度**」は、ご本人の判断力に応じて三つの類型、「成年後見」「保佐」「補助」に分かれます。この類型によって、ご本人を支える成年後見人等には、本人の法律行為について「代理権」「同意権」「取消権」が与えられ、行える業務の範囲が変わります。（下図参照）

成年後見人等	代理権	同意権・取消権
成年後見人	財産に関するすべての法律行為	日常生活に関する行為 ^{※2} 以外の行為の取消権のみ付与される。ただし、同意権はありません。
保佐人	申立ての範囲内で与えられた法律行為	民法第13条1項所定の行為、 ^{※3} 申立ての範囲内で与えられた法律行為
補助人		民法第13条1項の範囲内で、かつ申立ての範囲内で与えられた法律行為

※2 日常生活に関する行為とは、日用品の購入、電気代、ガス代、水道料金の支払い、それらの経費の支払いに必要な預貯金の引き出しなど
 ※3 民法第13条1項に定められた行為とは、借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築をすることなど

成年後見制度を利用するため家庭裁判所に申立てをすると審判が行われます。手続きは3ページ、4ページをご覧ください。なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を受けなければ、申立てを取り下げることはできません。成年後見人等に選任されるのは、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士等の法律や福祉の専門家や法人、市民後見人^{※4}などから本人にとって最も適切な方を家庭裁判所が選任します。^{※4} 1ページ下段をご覧ください。

「**任意後見制度**」は、判断力が十分あるうちに、将来、認知症などになった場合に備えて、「頼みたい相手」「頼みたい内容」等を決め、その内容を「公正証書」として契約・登録する制度です。本人の判断力が低下した時点で家庭裁判所が「任意後見監督人」を選任し、任意後見契約の効力が生じます。



任意後見契約の3類型

- 将来型：判断力が低下したときに効力を発揮する任意後見契約のみを結びます。
- 移行型：判断力が低下する前から財産管理などを委任する契約や見守り契約を交わし、判断力が低下したら任意後見契約へ移行していくものです。
- 即効型：任意後見契約を交わした後、ただちに家庭裁判所で任意後見監督人を選任する契約です。

成年後見制度利用の手順

申立ができる人

本人・配偶者・4親等以内の親族（本人の父母・祖父母・子・孫・ひ孫・兄弟姉妹・甥・姪・伯父伯母・いとこ、配偶者の親・子・兄弟姉妹など）・市長・検察官

1 初回相談

成年後見支援センターを利用したり、弁護士事務所や司法書士事務所などに相談します。成年後見制度の概要や誰が手続きを行うのか、候補者がいるのか、など相談します。



2 書類作成依頼

2つの書類作成を依頼します。
 (1) 本人情報シート…本人を担当しているケアマネジャーなど福祉関係者に依頼します。
 (2) 診断書（成年後見制度用）…本人の主治医に依頼します。成年後見制度用の診断書を持参し、依頼してください。（有料）



3 申立書類作成

下部に記載の【作成する書類】は裁判所のウェブサイトからもダウンロードができ、ご自身で作成することもできます。また法律の専門家へ書類作成を依頼することも可能です。なお、成年後見支援センターでは書類作成は行えませんが、記載方法等についての助言は可能です。



作成する書類

- ①開始申立書
- ②代理行為目録※
- ③同意行為目録※
- ④申立事情説明書
- ⑤候補者事情説明書※
- ⑥財産目録 ⑦収支予定表
- ⑧親族関係図 ⑨親族の意見書
- ※がつく書類は必要に応じて作成します。

取り寄せる書類

- ㊦ 本人の戸籍謄本
- ① 本人の住民票または戸籍附票
- ㊧ 申立人と本人の関係がわかる資料（戸籍など）
- ② 本人の登記されていないことの証明書
- ㊨ 本人の健康状態がわかる資料（介護保険証等）
- ㊩ 本人の財産状況がわかる資料（土地登記簿等）
- ㊪ 本人情報シート
- ㊫ 診断書（有料）

4 必要書類準備

下部に記載の【取り寄せる書類】を準備します。㊦～㊫はご本人がお住まいの市役所などで得ることができます。②は法務局で取り寄せます。㊦～㊩は郵便でも取り寄せることが可能です。㊪、㊫はご本人の状況に応じて準備してください。㊬、㊭は②書類作成依頼で依頼した原本が必要です。



5 申立

下部に記載の【手続きにかかる費用】を用意し書類と共に、本人が住む地域を管轄する家庭裁判所へ「申立」をします。（各務原市民は岐阜家庭裁判所になります。）持参される場合は、事前に連絡してから訪問するとスムーズです。
 岐阜家庭裁判所後見係（058-262-5345）



6 審判

概ね3か月以内に審判通知が届きます。この通知がおりるまで、家庭裁判所は必要に応じて調査や鑑定などを行います。審判は申立人・本人・成年後見人等へ文書で通知されます。文書を確認してから2週間で審判が確定し、成年後見人等の業務がスタートします。各務原市では成年後見人等と本人をとりまく関係者の間で情報共有をするチーム会議を実施しています。

手続きにかかる費用（令和2年4月時点）

申立手数料	800円(収入印紙)
申立に代理権または同意権を付与	+800円(保佐、補助の場合)
申立に代理権と同意権を付与	+1,600円(保佐、補助の場合)
登記手数料	2,600円(収入印紙)
送付用切手	4,300円(下記内訳で準備)
	500円(4枚)、320円(2枚)、100円(6枚)、84円(10枚)
	20円(5枚)、10円(10枚)、2円(5枚)、1円(10枚)
鑑定費用	5万円から10万円(省略される場合もあります)

成年後見制度と日常生活自立支援事業

Q1. どんな人が対象なの？

判断力が不十分な人【補助相当】

- ・軽度の認知症で、もの忘れが増えてきた人
- ・自分で判断することに自信がもてなくなった人 など

判断力が著しく不十分な人【保佐相当】

- ・中度の認知症で1万円札と5千円札の区別がつかないなど日常生活で支障がでることが多い人 など

ほとんど判断できない人【後見相当】

- ・ひとりでは日常的な買い物などができない人
- ・判断がしっかりしている時がほとんどない人 など

判断力に問題がない人

- ・将来、認知症などで判断力が低下したときに備えておきたい人
- ・知的障がいのある未成年の子どもの将来が心配な人 など

障がいなどを理由に判断が不安な人

- ・公共料金の支払いやお金のやり取りに自信がない人
 - ・通帳や印鑑を自分で管理するのに不安のある人 など
- ※詳しくは7ページをご覧ください



法定後見制度

任意後見制度

日常生活自立支援事業

Q2. 手続きに時間がどれくらいかかるの？

成年後見制度	書類を整え、家庭裁判所に「申立」をしてから概ね3か月以内で「審判」がおります。
日常生活自立支援事業	相談から利用に至るまで概ね1~2か月程度かかります。

Q3. どんな支援をしてくれるの？

○できる ×できない
△手続きのみ支援

支援内容		成年後見制度	日常生活自立支援事業
日常生活に関すること	日用品を買うための金銭管理	○	○
	年金受け取りのための手続き	○	○
	通帳や銀行印の保管	○	○
	医療費の支払い	○	○
	福祉サービス等の利用契約	○	△
生活の場に関すること	住居や入院先の確保	○	×
	施設への入退所契約	○	×
	施設での生活の見守り	○	×
重要な財産に関すること	消費者被害の取り消し	○	△
	不動産の処分	○	×
	遺産分割	○	×

Q4. お金はどれくらいかかるの？

成年後見制度	手続き費用	概ね15,000円程度(詳しくは3・4ページ)
	成年後見人等の報酬の目安	概ね月額20,000円程度(目安) ※家庭裁判所が本人の財産などに応じて決定します。 ・監督人が選任されると別途報酬が必要です。 ・経済的な理由で利用が困難な場合、「各務原市成年後見制度利用支援事業」として、費用の全額または一部を助成する事業を利用できます。
日常生活自立支援事業	手続き費用	無料
	福祉サービス利用援助 日常的な金銭管理サービス	1時間あたり1,000円 1時間を超えると15分ごとに250円加算
	書類預りサービス	1ヵ月あたり500円 ・生活保護世帯は無料です。

Q5. いつでもやめることができるの？

成年後見制度	本人の判断力が回復するか、お亡くなりになるまで続きます。成年後見人等が辞任・解任される場合もありますが、その時も次の成年後見人等が選任されます。
日常生活自立支援事業	本人が利用を中止したいといえはやめることが可能です。ただし利用を中止する前に関係者を交えて協議をすることがあります。